

質問第四号

沖縄県恩納村におけるポリ塩化ビフェニール汚泥処理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年一月二十五日

糸数 慶子

参議院議長 扇 千景殿

沖縄県恩納村におけるポリ塩化ビフェニール汚泥処理に関する質問主意書

沖縄県恩納村の航空自衛隊恩納分屯基地に一時保管されているポリ塩化ビフェニール（PCB）を含む汚泥三百十トンの処理に関し、恩納村役場では当初、国内に汚泥処理施設がないことから、同村内での汚泥処理施設建設の受入れ方針を明らかにしていた。しかし、その後の村当局の調査等から、日本環境安全事業株式会社（旧環境事業団）北九州事業所が平成二十年から汚泥処理に当たることが可能であるとして、汚泥処理施設の受入れ方針を撤回して、北九州事業所での処理を国に求めている。

以上の経過を踏まえ、以下質問する。

一、航空自衛隊恩納分屯基地に一時保管されているPCBは、米軍旧恩納通信所と恩納分屯基地から発見されたもので、当然、その汚泥処理の一切は国の責任においてなされるべきだと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

二、当初のPCB汚泥処理施設の建設に当たっては、防衛施設庁が担当して、平成十七年一月には建設に向けた現地環境調査等を実施し、平成十八年度予算の概算要求においては施設設置のための費用等を計上している。恩納村側の汚泥処理施設建設の受入れ方針の撤回以降、汚泥処理施設の建設に関し、どのような

措置が採られたのか、予算的措置を含め、明らかにされたい。

三、日本環境安全事業株式会社北九州事業所が実施予定の汚泥処理計画について、実施期間など計画の内容を具体的に示されたい。

右質問する。